

土浦市保育所（園）・認定こども園等 保育料（利用者負担額）一覧表

【3号認定：保育園・認定こども園】（月額）				
年度当初年齢		満3歳未満児		
階層区分		保育必要量	保育標準時間 （11時間）	保育短時間 （8時間）
※市町村民税課税額による				
第1	生活保護世帯		0円	0円
第2	市町村民税が非課税の世帯		0円	0円
第3	所得割課税額が48,600円未満	3 A	5,800円	5,750円
		通常	12,600円	12,500円
第4	所得割課税額が97,000円未満	4 A 77,101円未満	9,000円	9,000円
		通常	20,700円	20,400円
第5	所得割課税額が169,000円未満		31,400円	30,900円
第6	所得割課税額が301,000円未満		41,100円	40,300円
第7	所得割課税額が397,000円未満		50,800円	49,900円
第8	所得割課税額が397,000円以上		57,300円	56,300円

※1号認定及び2号認定（年度途中で3歳の誕生日を迎えて2号となった場合を除く）の利用料は無償となります。

ただし、国の決定により、給食費は実費負担となります。詳細は下記の「その他」をご参照ください。

※表中の数字は1人目の金額です。

※保育料の適用年齢は『4月1日時点』における満年齢で適用されます。年度途中で誕生日を迎えて満3歳となった際は、支給認定区分は3号から2号に変更となりますが、年度内は3号認定児の保育料のままとなります。

■ 保育料(利用者負担額)の算定にあたって

- 算定の基準は、父母それぞれの「市町村民税所得割課税額」の合算額です。収入がなかった方も、市民税の申告を行ってください。課税状況は市(こども福祉課)で確認いたしますが、平成31年1月1日現在で土浦市以外に住所があった方は、当時の住所地での令和元年度課税証明書等が必要です。
- 保育料の切り替わり時期は、「9月」です。(例)令和2年4月～令和2年8月は令和元年度、令和2年9月～令和3年3月は令和2年度の市町村民税課税額が基準となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく利用者負担額					当年度の市町村民税額に基づく利用者負担額						

- 認定区分や家族状況等の変更に伴い、保育料が変更になることがあります。
- 祖父母等同居世帯で、父母それぞれの年収(課税証明上の額)が103万円未満の場合は、祖父母等生計の主権者の税額より階層を決定します。※ただし、父母が年途中で就職・転職し年途中から月平均85,834円以上の収入があると事業主に証明された場合を除きます。(ご不明な場合お問合せ下さい。)

■ 保育料(利用者負担額)の軽減措置について

- きょうだいがいる場合
小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とします。第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 多子世帯の軽減措置
所得割課税額57,700円未満の世帯については、年齢制限なく最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子として、上記と同様に軽減します。
- ひとり親等世帯の場合
「ひとり親世帯」「在宅障害者(児)世帯」「要保護世帯」の場合、保育料の階層が第3及び第4の一部の方は、それぞれ「第3A」「第4A」に軽減されます。所得割課税額77,101円未満の場合は、年齢制限なく第2子以降無料となります。

■ その他

- 給食費について
幼児教育・保育の無償化に伴い、1号認定及び2号認定(4月1日時点で3歳児クラスの方)の保育所等の利用料は無償となりますが、国の決定により、給食費は実費負担となります。※3号認定については、以前と同様に保育料に給食費が含まれます。公立保育所の主食費はこれまでと同様に現物持参となります。副食費は月額4,500円。民間保育所・認定こども園等の給食費については、施設ごとに異なります。
※副食費の免除対象者について
年収360万円未満相当世帯及び、2号認定は小学校就学前までの子からかぞえて第3子以降、1号認定は小学校第3学年までの子からかぞえて第3子以降の副食費は免除されます。(対象者には別途通知をお送りします。)
- この保育料とは別に、各園によっては通園バス代などの実費徴収等がある場合があります。